

BLACKROCK®

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託
「クラスA受益証券(米ドル建て)」「クラスA受益証券(豪ドル建て)」
「クラスA受益証券(円建て)」

運用報告書(全体版)

作成対象期間:第8期(2017年2月1日~2018年1月31日)

管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

代行協会員

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

受益者の皆様へ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(以下「ファンド」といいます。)のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)は、このたび、第8期(以下「当期」といいます。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告いたします。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ポートフォリオの仕組みは次のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープンエンド契約型外国株式投資信託(米ドル建て/豪ドル建て/円建て)
信託期間	ファンドおよびポートフォリオは、存続期間を無期限として設定されています。なお、ポートフォリオは、2010年8月20日に運用が開始されました。
運用方針	ポートフォリオは、トータル・リターンの最大化を追求します。
主要投資対象	(ポートフォリオ) ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンド(以下「投資対象ファンド」または「BGF-GAF」といいます。)のクラスX投資証券(投資対象ファンド) 全世界の民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券
ポートフォリオの運用方法	(ポートフォリオ) ポートフォリオは、投資目的を追求する上で、投資対象ファンドのクラスX投資証券に、「フィーダー・ファンド」として投資します。 ポートフォリオは、ファンド・オブ・ファンズの形態で運用されます。 (投資対象ファンド) 投資対象ファンドは、トータル・リターンの最大化を追求します。投資対象ファンドは、全世界的に、民間企業および政府系発行体の両方の株式、債務証券および短期証券に、規定された制限なく投資します。通常の市況において、投資対象ファンドは、総資産の少なくとも70%を民間企業および政府系発行体の証券に投資します。投資対象ファンドは、通常、投資顧問会社により、過小評価されていると判断される証券へ投資することを目指します。また、投資対象ファンドは、小規模会社および新興成長企業の株式に投資することができます。投資対象ファンドは、債務証券への投資部分の一部をハイ・イールド固定利付の譲渡性のある証券に投資することもできます。通貨エクスポージャーは柔軟に管理されます。 投資目的の一環として、投資対象ファンドは、総資産の20%を上限として、投資適格格付か否かに関わらず、資産担保証券(以下「ABS」といいます。)および不動産担保証券(以下「MBS」といいます。)に投資することができます。これらには、資産担保コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、モーゲージ担保証券、商業用不動産ローン担保証券、クレジットリンク債、不動産ローン投資コンデュイット、住宅ローン担保証券およびシニセティック債務担保証券を含むことがあります。ABSおよびMBSの原資産は、ローン、リースまたは債権(ABSの場合にはクレジットカードの負債、自動車ローンおよび学生ローン、MBSの場合には規制および認可された金融機関に帰属する商業ローンおよび住宅ローン等)を含むことがあります。投資対象ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターンを高めるためにレバレッジを利用することができます。特定のABSは、直接証券に投資することなく様々な発行体の証券のパフォーマンスへのエクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップまたはデリバティブのバスケットといったデリバティブを利用して構築されることがあります。 投資対象ファンドの偶発転換社債へのエクスポージャーは、総資産の20%を上限とします。 投資対象ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的のためにデリバティブを活用することがあります。
主な投資制限	①ポートフォリオは、証券の空売りを行うことができません、またはショート・ポジションを維持することができません。 ②ポートフォリオは、原則として、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて借入れを行うことができません。 ③管理会社が複数の投資信託またはポートフォリオを運用する場合、管理会社は、すべての当該投資信託またはポートフォリオのために、全体において、一発行会社の議決権総数の15%を超えて当該発行会社の株式に投資を行いません。 ④ポートフォリオは、ポートフォリオの純資産価額の10%(時価基準によります。)を超えて、流動性に欠ける、私募株式、抵当証券または非上場株式に投資を行うことができません。 ⑤ポートフォリオが日本で募集される場合、一発行体から派生する株式、債券およびデリバティブへのエクスポージャーは、原則として、それぞれポートフォリオの純資産総額の10%を超えてはならず、また、上記のエクスポージャーの合計金額は、原則として、ポートフォリオの純資産総額の20%を超えてはなりません。 なお、ポートフォリオは、デリバティブ取引等を行っていません。ただし、投資対象ファンドにおいては、デリバティブ取引等を行っていません。
分配方針	ポートフォリオについては、分配金の支払は予定されていません。

目次

	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等	1
II. 運用実績	4
III. 純資産額計算書	13
IV. ファンドの経理状況	14
V. お知らせ	38

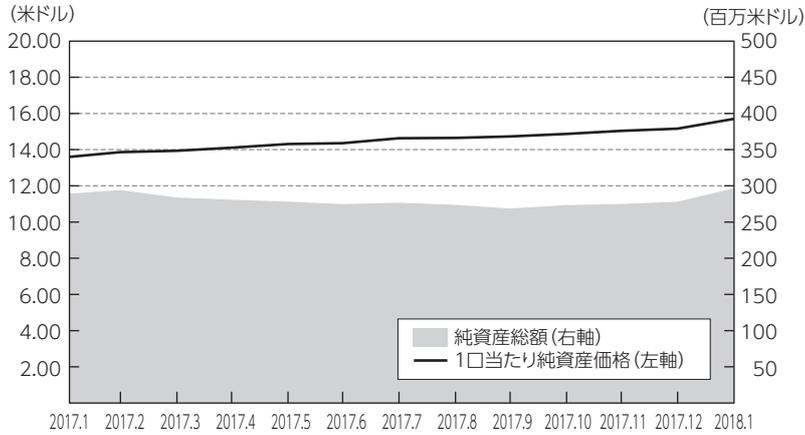
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2018年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=108.70円、1豪ドル=82.35円)によります。

I. 運用の経過および運用状況の推移等

(1) 当期の運用経過および今後の運用方針

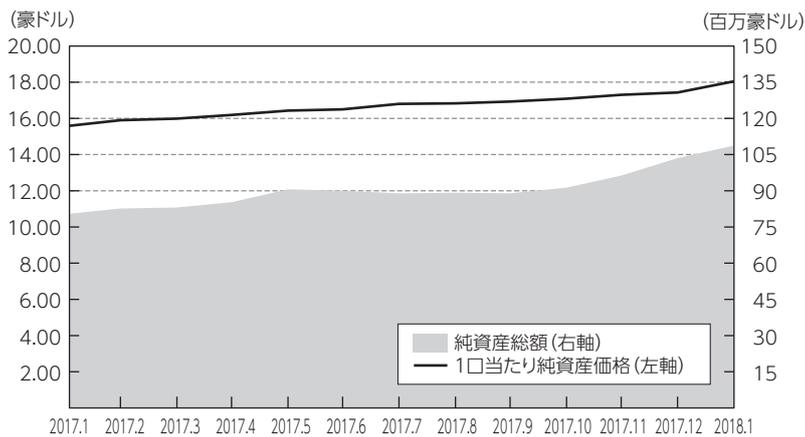
■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

クラスA受益証券(米ドル建て)

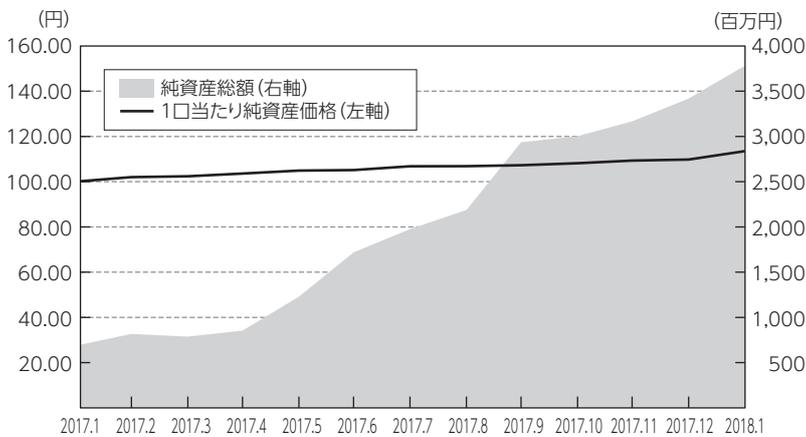


第7期末の1口当たり純資産価格:	
クラスA受益証券(米ドル建て)	13.60米ドル
クラスA受益証券(豪ドル建て)	15.59豪ドル
クラスA受益証券(円建て)	100.18円
第8期末の1口当たり純資産価格:	
クラスA受益証券(米ドル建て)	15.70米ドル (分配なし)
クラスA受益証券(豪ドル建て)	18.05豪ドル (分配なし)
クラスA受益証券(円建て)	113.49円 (分配なし)
騰落率:	
クラスA受益証券(米ドル建て)	15.44%
クラスA受益証券(豪ドル建て)	15.78%
クラスA受益証券(円建て)	13.29%

クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



(注1) ポートフォリオは分配を行わない方針であるため、分配金再投資1口当たり純資産価格は記載していません。

(注2) 騰落率は、受益証券1口当たり純資産価格に基づき計算しています。

(注3) ポートフォリオの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注4) ポートフォリオにベンチマークは設定されていません。

■1口当たり純資産価格の主な変動要因

ポートフォリオは、合成指数(S&P500®種指数36%、FTSEワールド(除く米国)インデックス24%、バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ米国5年国債インデックス24%およびシティグループ(非米ドル)ワールド国債インデックス16%)が17.6%の上昇であったのに対し、15.4%(米ドル・ベース)の上昇となりました。ポートフォリオは、投資対象ファンドのクラスXに「フィーダー・ファンド」として投資しています。

株式では、日本株およびインド株へのオーバーウェイト、ならびにエネルギーセクターのオーバーウェイトおよび銘柄選択ならびに金融セクターにおける銘柄選択が、運用成績に貢献しました。

債券への全体的なアンダーウェイトも、運用成績に好影響を及ぼしました。その一方で、米国へのアンダーウェイトが運用成績にマイナスの影響を与え、情報技術(IT)、ヘルスケア、工業および生活必需品セクターにおける銘柄選択は、相対的なリターンに悪影響を与えました。ユーロへのアンダーウェイトもまた、運用成績の重荷となりました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

世界の株式市場は、堅調な経済データと緩やかなインフレにより、当期(2017年2月1日~2018年1月31日)を通じて順調に上昇しました。当期の大半は、専ら、米国およびアジアの高値のついたいくつかのテクノロジー企業によって牽引されました。この状況は、当期の終盤から、より広範囲の株式が値上がりする状況に移行し始めました。

米国の市場は、景気の改善および「FANGs」(フェイスブック、アマゾン、ネットフリックス、グーグル)の堅調な業績に支えられ、引き続き好調でした。これらの巨大テクノロジー企業は、引き続き力強い収益および成長を果たしました。当期の終盤にかけては、見落とされていたセクターが再び投資家の関心を集めたことで、市場を牽引する銘柄が多様化し始める兆候が見られました。

欧州では、フランスおよびオランダにおいてポピュリズムの候補者の敗北により政治的リスクが取り払われたことで、投資家は経済活動から生じた良い経済ニュースに集中することができました。欧州の国内総生産(GDP)の伸びは米国を上回り、欧州内のほぼ全ての国が好調でした。しかし、欧州の市場は、フランス大統領選直後の当初の回復の後、当期の後半にかけては低迷し、世界の国々に遅れを取りました。

日本は、引き続きその力強い景気回復で市場を驚かせました。財政および金融刺激策は、より高い成長を生み出すことに成功しています。第4四半期においては成長が鈍化したものの、8四半期連続で成長を遂げました。これは、1989年以来最長の連続プラス成長です。日本銀行は、引き続き金融緩和政策を維持しており、黒田東彦総裁は、金融緩和政策を「安定的に持続させ」、また「必要な時」まで日本銀行がその政策を継続するものとしています。

新興市場は、当期を通じて好調でした。保護主義の加速への懸念が緩和され、アジア市場は回復しました。また、投資家らが収益に明白な伸びがみられる企業を求めたため、中国の巨大テクノロジー企業が市場を牽引しました。ブラジル、ロシアおよびアジア以外のその他の新興経済国の数値は、アジア市場ほどの上昇は見られませんでした。コモディティの改善見通しから恩恵を受けました。

先進国市場における国債の利回りは、金利の上昇にもかかわらず、当期の大半を通じて安定していました。しかし、8月にこの状況が変わり、米10年国債の利回りは、それまでの6か月間における2%の低水準から急激に変動し、1月までに3%近くまで上昇しました。この間、信用スプレッドは引き続き縮小しました。

■ポートフォリオについて

以下は、投資対象ファンドに関する報告です。

当期、引き続き地域、銘柄、資産配分等に運用制限を設けず、世界各国の魅力的と判断される銘柄に分散投資を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における投資有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

今後も引き続き、投資方針に従って、ポートフォリオの運用を行う方針です。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
年間管理報酬	0.75%	約款に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
年間販売報酬	0.70%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われます。
年間代行協会員報酬	0.05%	受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用(当期)	0.03%	保管報酬、管理事務代行会社報酬、名義書換事務代行会社報酬、管理業務会社手数料、運営に関するすべての費用(税金、法務および監査費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)を含みます。)、ルクセンブルグの年次税および所有する有価証券等の取引関連手数料等として支払われました。

(注1)各報酬については、目論見書に定められている純資産総額に対する料率を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をポートフォリオの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2)各項目の費用は、ポートフォリオが組み入れている投資対象ファンドの費用を含みません。

Ⅱ. 運用実績

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2018年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率(注) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	407,885,681.64	100.23
投資資産合計		407,885,681.64	100.23
現金およびその他の資産(負債控除後)		-917,652.08	-0.23
合計(純資産総額)		406,968,029.56 (約44,237百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り同様とする。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2018年5月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資 比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセン ブルグ	投資証券	4,093,648.57	58.17	238,145,417.68	67.36	275,748,167.61	67.76
2.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセン ブルグ	投資証券	5,945,342.89	13.59	80,809,466.39	14.71	87,459,859.26	21.49
3.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	ルクセン ブルグ	投資証券	4,378,773.40	9.96	43,604,248.55	10.20	44,677,654.77	10.98

<参考情報>

BGF-GAFの組入株式上位10銘柄

(2018年5月末日現在)

順位	銘柄	投資比率 (%)	順位	銘柄	投資比率 (%)
1	APPLE INC	2.4	6	ALPHABET INC CLASS C	1.0
2	MICROSOFT CORP	1.9	7	DOWDUPONT INC	0.9
3	FACEBOOK CLASS A INC	1.6	8	KONINKLIJKE PHILIPS NV	0.9
4	AMAZON COM INC	1.1	9	BANK OF AMERICA CORP	0.9
5	COMCAST A CORP	1.1	10	WILLIAMS INC	0.8

(注1) 投資比率とは、BGF-GAFの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 株式以外の組入銘柄については、BGF-GAFにより開示されていないため、本書に記載することができない。

② 投資不動産物件

該当事項なし(2018年5月末日現在)。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2018年5月末日現在)。

(3) 運用実績

以下は、クラスA受益証券（米ドル建て）、クラスA受益証券（豪ドル建て）およびクラスA受益証券（円建て）に関する運用実績である。クラスA受益証券（米ドル建て）およびクラスA受益証券（豪ドル建て）は、2010年8月20日から、クラスA受益証券（円建て）は、2016年8月17日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

① 純資産の推移

下記の各会計年度末および当期中の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

クラスA受益証券（米ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年1月31日)	128,592,128.05	13,977,964,319	11.12	1,209
第2会計年度末 (2012年1月31日)	251,756,827.12	27,365,967,108	11.10	1,207
第3会計年度末 (2013年1月31日)	205,188,992.17	22,304,043,449	11.82	1,285
第4会計年度末 (2014年1月31日)	175,576,004.04	19,085,111,639	12.76	1,387
第5会計年度末 (2015年1月31日)	295,225,104.70	32,090,968,881	13.25	1,440
第6会計年度末 (2016年1月31日)	316,958,633.62	34,453,403,474	12.38	1,346
第7会計年度末 (2017年1月31日)	289,263,321.67	31,442,923,066	13.60	1,478
第8会計年度末 (2018年1月31日)	296,696,326.17	32,250,890,655	15.70	1,707
2017年2月末日	294,167,173.23	31,975,971,730	13.86	1,507
3月末日	283,846,874.33	30,854,155,240	13.94	1,515
4月末日	280,841,035.53	30,527,420,562	14.11	1,534
5月末日	278,132,937.72	30,233,050,330	14.31	1,555
6月末日	274,760,800.99	29,866,499,068	14.36	1,561
7月末日	276,661,337.49	30,073,087,385	14.63	1,590
8月末日	273,744,588.57	29,756,036,778	14.65	1,592
9月末日	268,709,587.83	29,208,732,197	14.73	1,601
10月末日	273,395,671.24	29,718,109,464	14.87	1,616
11月末日	274,927,495.18	29,884,618,726	15.04	1,635
12月末日	278,109,947.68	30,230,551,313	15.16	1,648
2018年1月末日	296,696,326.17	32,250,890,655	15.70	1,707

クラスA受益証券（豪ドル建て）

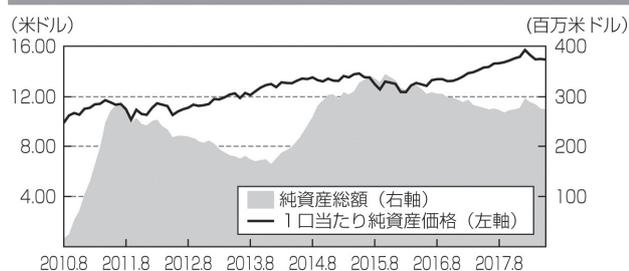
	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年1月31日)	37,363,858.17	3,076,913,720	11.26	927
第2会計年度末 (2012年1月31日)	53,771,317.24	4,428,067,975	11.53	949
第3会計年度末 (2013年1月31日)	40,614,375.78	3,344,593,845	12.63	1,040
第4会計年度末 (2014年1月31日)	34,240,112.57	2,819,673,270	13.95	1,149
第5会計年度末 (2015年1月31日)	48,452,935.06	3,990,099,202	14.81	1,220
第6会計年度末 (2016年1月31日)	61,980,569.52	5,104,099,900	14.04	1,156
第7会計年度末 (2017年1月31日)	80,466,681.28	6,626,431,203	15.59	1,284
第8会計年度末 (2018年1月31日)	108,743,816.21	8,955,053,265	18.05	1,486
2017年2月末日	82,652,879.82	6,806,464,653	15.90	1,309
3月末日	83,085,830.20	6,842,118,117	15.99	1,317
4月末日	85,248,979.85	7,020,253,491	16.19	1,333
5月末日	90,612,429.84	7,461,933,597	16.43	1,353
6月末日	90,014,728.98	7,412,712,932	16.50	1,359
7月末日	88,939,987.88	7,324,208,002	16.80	1,383
8月末日	89,203,748.45	7,345,928,685	16.83	1,386
9月末日	88,957,305.01	7,325,634,068	16.93	1,394
10月末日	91,313,179.54	7,519,640,335	17.09	1,407
11月末日	96,291,525.59	7,929,607,132	17.30	1,425
12月末日	103,546,536.16	8,527,057,253	17.43	1,435
2018年1月末日	108,743,816.21	8,955,053,265	18.05	1,486

クラスA受益証券（円建て）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第7会計年度末 (2017年1月31日)	698,776,280.91	100.18
第8会計年度末 (2018年1月31日)	3,782,919,157.89	113.49
2017年2月末日	817,121,988.95	102.02
3月末日	787,672,182.78	102.36
4月末日	853,675,160.28	103.60
5月末日	1,229,568,305.68	104.91
6月末日	1,718,161,261.80	105.14
7月末日	1,976,014,757.26	106.81
8月末日	2,187,152,802.88	106.87
9月末日	2,935,069,896.80	107.27
10月末日	3,003,161,206.29	108.14
11月末日	3,166,716,490.76	109.30
12月末日	3,418,486,204.09	109.79
2018年1月末日	3,782,919,157.89	113.49

<参考情報>

クラスA受益証券（米ドル建て）



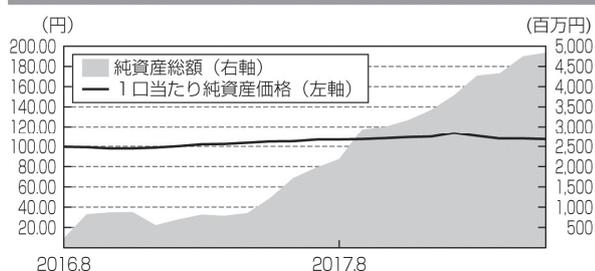
※2010年8月末から2018年5月末まで月末ベース

クラスA受益証券（豪ドル建て）



※2010年8月末から2018年5月末まで月末ベース

クラスA受益証券（円建て）



※2016年8月末から2018年5月末まで月末ベース

- ② 分配の推移
該当事項なし。

③ 収益率の推移

会計年度	収益率 (%) (注)		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	クラスA受益証券 (円建て)
第1会計年度	11.20	12.60	—
第2会計年度	-0.18	2.40	—
第3会計年度	6.49	9.54	—
第4会計年度	7.95	10.45	—
第5会計年度	3.84	6.16	—
第6会計年度	-6.57	-5.20	—
第7会計年度	9.85	11.04	0.18
第8会計年度	15.44	15.78	13.29

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

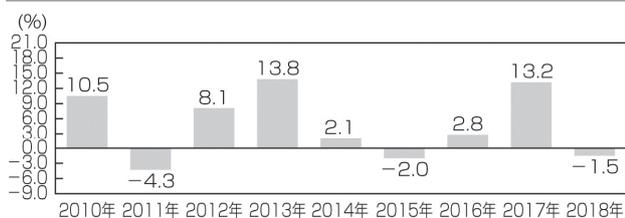
a = 会計年度末の1口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格 (分配金落ちベース)

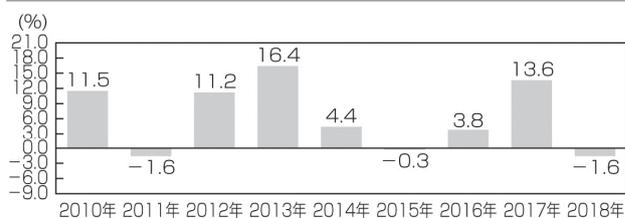
ただし、第1会計年度については、当初募集価格 (クラスA受益証券 (米ドル建て) については10.00米ドル、クラスA受益証券 (豪ドル建て) については10.00豪ドル) とする。また、クラスA受益証券 (円建て) の第7会計年度については、当初募集価格 (100円) とする。

<参考情報>

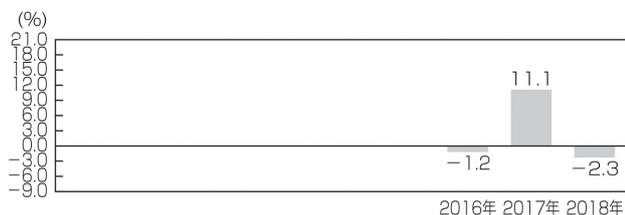
クラスA受益証券(米ドル建て)



クラスA受益証券(豪ドル建て)



クラスA受益証券(円建て)



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格 (分配金落ちベース)。ただし、2010年については、当初募集価格 (クラスA受益証券 (米ドル建て) については10.00米ドル、クラスA受益証券 (豪ドル建て) については10.00豪ドル) とする。また、クラスA受益証券 (円建て) の2016年については、当初募集価格 (100円) とする。

(注2) クラスA受益証券 (米ドル建て) およびクラスA受益証券 (豪ドル建て) の2010年については8月20日から年

末までの収益率を、クラスA受益証券（円建て）の2016年については8月17日から年末までの収益率を記載している。また、2018年については年初から5月末日までの収益率を記載している。

※ポートフォリオにはベンチマークはない。

(4) 販売及び買戻しの実績

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記の各会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	13,997,009 (13,997,009)	2,428,897 (2,428,897)	11,568,112 (11,568,112)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	4,511,639 (4,511,639)	1,192,037 (1,192,037)	3,319,602 (3,319,602)
第2会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	19,271,504 (19,271,504)	8,151,541 (8,151,541)	22,688,075 (22,688,075)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	3,986,080 (3,986,080)	2,643,534 (2,643,534)	4,662,148 (4,662,148)
第3会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	1,953,442 (1,953,442)	7,279,203 (7,279,203)	17,362,314 (17,362,314)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	296,337 (296,337)	1,743,547 (1,743,547)	3,214,938 (3,214,938)
第4会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	9,286,723 (9,284,929)	12,893,517 (12,893,517)	13,755,520 (13,753,726)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,398,495 (1,398,495)	2,159,067 (2,159,067)	2,454,366 (2,454,366)
第5会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	14,409,470 (14,406,769)	5,885,788 (5,885,787)	22,279,202 (22,274,708)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,921,257 (1,921,257)	1,103,183 (1,103,183)	3,272,440 (3,272,440)
第6会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	9,545,857 (9,544,808)	6,218,319 (6,216,655)	25,606,740 (25,602,861)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	2,106,804 (2,106,804)	964,696 (964,696)	4,414,548 (4,414,548)
第7会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	2,907,061 (2,907,061)	7,246,085 (7,242,206)	21,267,716 (21,267,716)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	1,852,137 (1,852,137)	1,105,740 (1,105,740)	5,160,945 (5,160,945)
	クラスA受益証券 (円建て)	10,706,132 (10,705,102)	3,730,721 (3,730,721)	6,975,411 (6,974,381)
第8会計年度	クラスA受益証券 (米ドル建て)	15,450,896 (2,694,046)	17,822,349 (13,858,311)	18,896,263 (10,103,451)
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	3,504,291 (2,436,190)	2,641,139 (2,154,582)	6,024,097 (5,442,553)
	クラスA受益証券 (円建て)	41,066,602 (1,365,477)	14,709,545 (8,339,858)	33,332,468 (0)

(注1) クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月1日より販売された。

(注2) ()の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注3) 第1会計年度の販売口数および第7会計年度のクラスA受益証券(円建て)の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

(注4) 第8会計年度については、本邦内と本邦外の口座間で行われた受益証券の振替を販売および買戻しの各口数に反映した数値を記載している。したがって、これを反映していない財務書類の数値とは異なっている。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2018年1月末日現在)

		米ドル (ⅣおよびⅤを除く)	千円 (ⅣおよびⅤを除く)
I	資産総額	425,610,628	46,263,875
II	負債総額	6,058,459	658,554
III	純資産総額 (I - II)	419,552,169	45,605,321
IV	発行済口数		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	18,896,263口	
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	6,024,097口	
	クラスA受益証券 (円建て)	33,332,468口	
V	1口当たり純資産価格		
	クラスA受益証券 (米ドル建て)	15.70米ドル	1,707円
	クラスA受益証券 (豪ドル建て)	18.05豪ドル	1,486円
	クラスA受益証券 (円建て)	113.49円	

IV. ファンドの経理状況

a. 本書記載のファンドの邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2018年5月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=108.70円及び1豪ドル=82.35円の為替レートが使用されている。

円換算額は原文の財務書類には記載されておらず、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット（ファンドの本国における独立登録会計事務所）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は、本書に掲載されている。

(1) 貸借対照表

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
純資産計算書
2018年1月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
有価証券ポートフォリオ原価		345,672,999	37,574,655
未実現利益		74,507,659	8,098,983
有価証券ポートフォリオ時価	2(a)	420,180,658	45,673,638
投資売却未収入金	2(a)	2,070,923	225,109
ファンド受益証券販売未収入金	2(a)	2,801,402	304,512
その他の資産		557,645	60,616
資産合計		425,610,628	46,263,875
負債			
当座借越	2(a)	1,371,919	149,128
投資購入未払金	2(a)	1,405,578	152,786
ファンド受益証券買戻未払金	2(a)	2,068,116	224,804
未払費用及びその他の負債	4, 5, 6, 7, 8	1,212,846	131,836
負債合計		6,058,459	658,554
純資産合計		419,552,169	45,605,321

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
3年間の純資産価額の要約
2018年1月31日現在

	2018年1月31日現在		2017年1月31日現在		2016年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	419,552,169	45,605,321	356,660,236	38,768,968	360,936,945	39,233,846
1口当たり純資産額：						
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	15.70	1,707	13.60	1,478	12.38	1,346
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	18.05	1,486	15.59	1,284	14.04	1,156
		(円)		(円)		(円)
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)		113.49		100.18		—

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(2) 損益計算書

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
損益計算書及び純資産変動計算書
2018年1月31日に終了した年度

	注記	米ドル	千円
期首純資産		356,660,236	38,768,968
収益			
銀行受取利息	2(c)	5,421	589
その他の収益		279,654	30,398
収益合計		<u>285,075</u>	<u>30,988</u>
費用			
管理報酬	4	2,726,361	296,355
販売報酬	4	2,726,361	296,355
弁護士報酬		17,852	1,941
管理調整報酬	5	90,879	9,879
名義書換事務代行報酬		6,729	731
費用合計		<u>5,568,182</u>	<u>605,261</u>
投資純損失		<u>(5,283,107)</u>	<u>(574,274)</u>
投資実現利得	2(a), 2(b)	21,249,688	2,309,841
投資実現損失	2(a), 2(b)	(2,149,292)	(233,628)
実現純損失：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	(792,156)	(86,107)
当期実現純利得		<u>18,308,240</u>	<u>1,990,106</u>

(続く)

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		46,146,755	5,016,152
投資未実現損失の変動		365,533	39,733
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2(d), 2(e)	490	53
当期の未実現利益の純変動		46,512,778	5,055,939
営業活動による純資産の増加		59,537,911	6,471,771
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額		139,657,177	15,180,735
受益証券の買戻による正味支払額		(136,303,155)	(14,816,153)
受益証券の増減による純資産の増加		3,354,022	364,582
期末純資産		419,552,169	45,605,321

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
発行済受益証券変動計算書
2018年1月31日現在

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券	21,267,716	5,090,755	7,462,208	18,896,263
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	5,160,945	2,589,151	1,725,999	6,024,097
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)	6,975,411	32,726,744	6,369,687	33,332,468

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

(3) 投資有価証券明細表等

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ
投資明細表
2018年1月31日現在

集団投資スキーム¹

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
	ルクセンブルグ		
4,220,752	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	297,225,325	70.84
5,354,853	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	88,212,617	21.03
3,247,326	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	34,742,716	8.28
		420,180,658	100.15
集団投資スキーム合計		420,180,658	100.15
有価証券ポートフォリオ時価		420,180,658	100.15
その他の純負債		(628,489)	(0.15)
純資産合計 (米ドル)		419,552,169	100.00

¹ 関連当事者のファンドに対する投資である。詳細については、注記9を参照のこと。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンドのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券、豪ドル建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）及び日本円建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）を含む。）の年次報告書及び財務諸表（監査済）並びに半期報告書（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、または要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-2453、ユージェヌ・リュペール通り2-4番に所在している。

セクター別内訳

2018年1月31日現在

	純資産比率(%)
集団投資スキーム	100.15
有価証券ポートフォリオ時価	100.15
その他の純負債	(0.15)
	100.00

37ページから42ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ
財務諸表に対する注記
2018年1月31日現在

1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（fonds commun de placement）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパートⅡに基づいて設定された。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、当ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）ではない。そして、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対してポートフォリオ及びリスク管理機能を実行するために、ブラックロック・アセット・マネジメント・シュワイツ・アー・ゲー（以下「投資運用会社」という。）を選任している。現在、投資運用会社は認可されたAIFMではない。

2018年1月31日現在、当ファンドは、5つのポートフォリオの受益証券を販売していた。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ、スーパー・マネー・マーケット・ファンド及びワールド・インカム・ポートフォリオ（以下各々を「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）であった。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の譲渡可能有価証券又は市場商品に投資する。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、受益証券クラスに細分化されている（付録Ⅰに詳述）。

各受益証券クラスは当ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述されている。

当年度中の重要な事象

新たな目論見書を2017年12月8日付で発行した。

2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

(a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、当ファンドは、管理会社の取締役会が承認した価格決定機関より提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローン进行评估する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のあ

る公正な市場価値で評価している。価格決定機関の方法及び評価方法は、管理会社の取締役会の全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。管理会社の取締役会は、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。

- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債務を除くが、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価格は、関連時刻において入手可能な直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である有価証券については直近の買呼値で評価される。
- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、管理会社の取締役会により又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ 市場の相場が容易に入手できない有価証券及び資産は、管理会社の取締役会により又はその指示により誠実に算定された公正価値により評価される。

2018年1月31日現在、当該公正価値調整を適用した有価証券は、下表のとおりである。

ファンド	通貨	公正価値で評価した有価証券の市場価値	純資産に対する割合
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	14,831,039	3.85%

スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ 管理会社は、販売及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、1米ドルに安定させる手続を確立している。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価格が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ 所有ポートフォリオは、市場価値を使用して計算したNAVと償却原価に基づいて計算したNAVとの間に差異が存在するかどうかを判断するために、管理会社の取締役会により又はその

指示により定期的に見直される。重要な希薄化あるいはその他の投資家又は現在の受益者にとって不公正な結果となりうる差異が存在すると判断された場合、管理会社は、取締役会により又はその指示により、必要かつ適切と考えられる調整措置を講じる。その措置には、キャピタル・ゲイン又はロスを実現させたりポートフォリオの平均満期を短縮するため、ポートフォリオ商品を満期日前で売却すること、分配金を保留すること、又は入手可能な市場価値を使用して受益証券1口当たりNAVを設定することが含まれる。

全ポートフォリオ

- ・ 現金は額面金額で評価される。
- ・ マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- ・ 特に未収利息、未収配当金、投資売却未収入金及びファンド受益証券販売未収入金を含む資産は額面価額で評価される。
- ・ 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金及び未払分配金を含む負債は額面価額で評価される。

(b) 投資売却に係る実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき決定されている。

(c) 投資からの収益／費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上する。

- ・ 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれる。
- ・ 銀行預金利息は発生主義に基づき認識される。
- ・ 受取配当金は権利落日に計上され源泉徴収税控除後で表示される。
- ・ 金利差異(以下「IRD」という。)は、通貨ヘッジの過程から生じる、2つの類似する利付有価証券間の金利の差異である。例えば、米ドル1ヶ月物金利が0.25%で、豪ドル1ヶ月物金利が1%である場合、インプライドIRDは0.75%である。外国為替市場の取引業者は、先物外国為替レートの値付けの際にIRDを利用している。IRDはプラス、ゼロ又はマイナスになる可能性がある。一部の管轄区域では、IRDを分配金に含めることは元本からの支払に相当する場合がある。IRDは、損益計算書及び純資産変動計算書上の収益／費用として計上される。

(d) 金融デリバティブ商品

当年度において、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の為替予約及び先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益／評価損は未実現純利益／(損失)に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。

未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当年度中に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ契約を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び／又は買建てする場合、信用事象(契約において事前に定められる。)発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドから支払われる又は当ファンドが受領する。このプレミアムはCDS

のコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

(e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2018年1月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

以下の為替レートは、2018年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
カナダ・ドル	0.811260
ユーロ	1.241151
英ポンド	1.411700
シンガポール・ドル	0.762835

以下の為替レートは、2018年1月31日現在、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資、その他の資産及びその他の負債の換算に使用された。

通貨	米ドル
豪ドル	0.810300
カナダ・ドル	0.814133
スイス・フラン	1.073710
デンマーク・クローネ	0.167431
ユーロ	1.246050
英ポンド	1.417599
香港ドル	0.127871
イスラエル・新シェケル	0.293470
インド・ルピー	0.015722
日本円	0.009184
韓国ウォン	0.000936
メキシコ・ペソ	0.053701
スウェーデン・クローナ	0.127532
シンガポール・ドル	0.764497
新台湾ドル	0.034311
南アフリカ・ランド	0.084361

(f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建てで表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び13ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

(g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。

2018年1月31日現在、すべてのポートフォリオは繰延創立費を償却済みである。

(h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の売却及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。売却された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻され

た受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純収益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

(i) 未履行ローンは、借主に対する当ファンドの残存債務である。

2018年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは未履行ローン98,742米ドルを有しており、純資産計算書の「未履行ローン債務」に開示している。

(j) 取引コスト

取引コストとは、有価証券の取得、発行又は処分に直接起因する増分コストである。増分コストとは、企業が当該有価証券を取得、発行又は処分していなければ発生しなかったコストである。有価証券は、当初認識時に市場価値で測定し、その取得又は発行に直接起因する取引コストを加算する。

有価証券の売買に係る取引コスト（保管会社の取扱手数料を除く。）は、各ファンドの損益計算書及び純資産変動計算書の実現純利得／（損失）又は未実現利益／（損失）の純変動に計上している。保管会社の取扱手数料は、当ファンドの損益計算書及び純資産変動計算書の保管報酬に計上している。詳細は注記8を参照。

3 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。

管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

4 管理報酬及び販売報酬

当年度中に、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの0.45%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。管理会社は、投資顧問報酬を含む一定の費用及び報酬を管理報酬から支払っている。

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ））に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めを締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの0.25%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するか

より異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬、販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

スーパー・マネー・マーケット・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券及びインスティテューショナルI受益証券に関して、管理報酬、販売報酬及び管理調整報酬の放棄が行われた。

5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ（ルクセンブルグ）エス・イー・アール・エル（以下「BROL」という。）との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である（クラスF受益証券を除く）。

6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務（これらのサービスには通常の報酬が課される。）によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ルクセンブルグ L-1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 49番（49, avenue J-F Kennedy, L-1855 Luxembourg）に所在するステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・イーを、ルクセンブルグにおける事務管理代行会社に任命した。

7 監査報酬

下表は、デロイト・オーディット・エス・エイ・アール・エルに支払った2018年1月31日終了年度の報酬の内訳である。

	2018年1月31日 ユーロ
監査業務及び監査関連業務（VATを除く）	63,500
非監査業務	-

8 保管報酬

管理会社は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・イーと保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金（他の銀行において保持される場合がある。）を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。

9 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、投資運用会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。PNCファイナンシャル・サービシーズ・グループ・インクは、ブラックロック・インクの大株主である。当ファンドのために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、有価証券仲介サービス、外国為替サービス、銀行サービス及びその他のサービスを提供し、又は通常の場合により本人として行動し、これにより利益を得た可能性がある。ブローカー及びエージェントに対する手数料は関連する市場の慣例に従って支払われており、ブローカー又はエージェントが提供する大口取引その他による手数料の割引又は現金による手数料の割戻しの利益は当ファンドに還元されている。PNCグループの会社のサービスは、手数料その他の取引条件が関係する市場の系列外のブローカー及びエージェントのものとおおむね同様であり、かつ、最良の最終損益を得るための上記の方針に一致していることを条件に、適切であると判断された場合に、投資顧問会社により利用される可能性がある。

当年度中、通常の業務範囲外のあるいは通常の場合の取引条件外の重要な取引は行われていない。

10 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉徴収税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法（改正後）に従い年次税（taxe d'abonnement）の対象になっており、暦年の各四半期末現在のファンドのNAVに対して年率0.05%が課される（スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法（改正後）第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。）。2018年1月31日終了年度では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及びワールド・インカム・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ファンドが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉所得税が課される場合がある。

11 分配金

スーパー・マネー・マーケット・ファンドー純収益（未払費用控除後の発生利息収益）が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の昼12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び償還された受益証券は当該償還の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを、決定することができる。

12 信用枠

2018年1月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バン

ク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠65,000,000米ドル（2018年3月28日に終了）を使用する権利を有していた。2018年1月31日現在の借入引出額は、26,000,000米ドル（2017年度：25,000,000米ドル）であった。ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはFED又はLIBORレート（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

13 担保差入れ又は担保として提供されている有価証券

2018年1月31日現在、担保として提供されている又は受け取った有価証券はなかった。

14 投資顧問会社

投資運用会社が全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。投資顧問会社は、目論見書に記載の通り、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド（以下「BIMUK」という。）、ブラックロック・ジャパン株式会社（以下「BLKJPN」という。）及びブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（以下「BFMインク」という。）である。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	BLKJPN
世界株式インカム・ポートフォリオ	BIMUK
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	BFMインク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	BFMインク
ワールド・インカム・ポートフォリオ	BLKJPN

15 金融デリバティブ商品及び効率的なポートフォリオ管理手法

各ポートフォリオは、マーケット・リスク及び通貨リスクをヘッジするため、並びに効率的なポートフォリオの運用を目的として、デリバティブを利用することがある。

デリバティブの利用は、ポートフォリオをより高いリスクにさらす可能性がある。特に、デリバティブ契約はボラティリティが高くなる可能性があり、取引を開始するための当初証拠金の金額が通常は契約規模よりも小さい。比較的小さな市場の変動が、標準的な債券又は株式と比較して大きな影響をデリバティブに及ぼす可能性がある。

詳細は特定のファンドの投資明細表を参照。

16 現金担保

当ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約の相手先は投資明細表に示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保が支払われる又は受け取られる。純資産計算書のブロー

カーに対する債務／債権は、ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払われる／相手先から受け取った現金担保で構成されている。2018年1月31日現在、ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払われた／相手先から受け取った現金担保及び証拠金はなかった。

17 取引コスト

投資目的を達成するために、ポートフォリオは、投資ポートフォリオに係るトレーディング活動に関する取引コストを負担する。下表に開示されているのは、2018年1月31日終了年度における各ポートフォリオについて個別に識別可能な取引コストである。これらには委託費用、決済手数料、ブローカー手数料及び保管会社手数料が含まれている。

ポートフォリオ	通貨	取引コスト
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	米ドル	—
世界株式インカム・ポートフォリオ	米ドル	86,406
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	831
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	米ドル	—
ワールド・インカム・ポートフォリオ	米ドル	—

すべての取引コストが個別に識別可能とは限らない。債券投資、為替予約取引及びその他のデリバティブ契約に関しては、取引コストは投資の取得価格及び売却価格に含まれている。これらの取引コストは個別に識別可能ではないが、各ポートフォリオのパフォーマンスに取り込まれている。

18 後発事象

年度末後に発生した重要な後発事象はなかった。

19 訴訟

2015年5月、モーターズ・リクイデーション・カンパニー・アボイダンス・アクション・トラストは、ゼネラル・モーターズの破産財産の信託管理人及び管財人として、米国ニューヨーク州南部地区破産裁判所において、ゼネラル・モーターズの一定の債券（以下「当債券」という。）の過去の保有者に対する訴状の送達を開始した。当訴訟の被告である当債券の過去の保有者には、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ・インカム・ストラテジー・ポートフォリオ（以下「I S P」という。）が含まれている。I S Pに加えて、当訴訟では、多数のブラックロックのファンドを含む500超の他の機関投資家が被告とされている。被告は、支払にあたり全額保証されるという条件で当債券につき全額の支払いを受けている。原告は、I S Pとその他の被告は2009年の支払い時点で保証された債権者ではなく、全額の支払いを受ける権利はなかったと主張している。原告は、I S Pとその他の被告に対する、当債券の元本及び利息として2009年に受け取った全額の返還命令を求めている。I S Pは訴訟の結果又はI S Pの純資産価額への影響（存在する場合）を予測することができないため、本件に関連する訴訟に関する負債は財務諸表に反映されていない。

付録 I - 受益証券クラス (無監査)

発行済受益証券クラス

2018年1月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

クラス A

豪ドル建クラス A 分配型受益証券

ユーロ建クラス A 分配型受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

シンガポール・ドル建クラス A 分配型受益証券 (ヘッジ有)

豪ドル建クラス A 無分配型受益証券

日本円建クラス A 無分配型受益証券

米ドル建クラス A 無分配型受益証券

クラス A D

米ドル建クラス A D 分配型受益証券

クラス B

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス C

米ドル建クラス C 分配型受益証券

クラス A 受益証券

米ドル建クラス A 分配型受益証券

クラス B 受益証券

米ドル建クラス B 分配型受益証券

クラス F¹

米ドル建クラス F 分配型受益証券

インスティテューショナル I 受益証券¹

米ドル建インスティテューショナル I 分配型受益証券

クラス J

米ドル建クラス J 分配型受益証券

¹ 機関投資家が利用可能

販売開始した受益証券クラス

当年度に販売開始した受益証券クラスはなかった。

販売終了した受益証券クラス

当年度に販売終了した受益証券クラスはなかった。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ 受益者各位

法定監査人の監査報告書 財務諸表監査に関する報告

監査意見

私たちは、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下“ファンド”という。）及びその各サブファンドの財務諸表、すなわち2018年1月31日現在の純資産計算書、投資明細表、並びに同日に終了した年度の損益計算書及び純資産変動計算書、重要な会計方針の要約を含む財務諸表に対する注記について監査を行った。

私たちの意見では、添付の財務諸表は、財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法令の定めるところに準拠して、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの2018年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了した年度の経営成績及び純資産の変動を、真実かつ公正に表示している。

監査意見の根拠

私たちは、監査専門家に関する2016年7月23日付法律（以下「2016年7月23日法」という。）及び金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）がルクセンブルグ向けに採択した国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本法及び基準のもとでの私たちの責任は、本報告書の「財務諸表監査に対する法定監査人の責任」区分に詳述されている。私たちは、CSSFがルクセンブルグ向けに採択した国際倫理基準審議会の定める倫理規程（IESBA Code）及び私たちの財務諸表監査に関連する倫理上の要求事項に基づきファンドに対する独立性も保持しており、また、これらの倫理規程及び要求事項で定められるその他の倫理上の責任を果たした。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している

その他の情報

ファンドの管理会社の取締役会は、その他の情報に対して責任を有している。その他の情報は年次報告書に記載される情報で構成されるが、その他の情報には財務諸表及び財務諸表に関する私たちの法定監査人の監査報告書は含まれない。

財務諸表に関する私たちの意見の対象範囲には、その他の情報は含まれておらず、私たちは当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務諸表監査における私たちの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において、その他の情報と財務諸表及び私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか、又はそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか考慮することにある。私たちは、実施した作業に基づき、その他の情報に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私たちは、その他の情報に関して報告すべき事項はない。

財務諸表に対するファンドの管理会社の取締役会及び統治責任者の責任

ファンドの管理会社の取締役会は、財務諸表の作成に関するルクセンブルクの法令の定めるところに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること、及び不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するためにファンドの管理会社が必要と判断した内部統制に対する責任を有している。

財務諸表を作成するに当たり、ファンドの管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任を有すること、また、ファンドの管理会社の取締役会がファンドの清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業を前提とした会計処理を適用する責任を有している。

財務諸表監査に対する法定監査人の責任

私たちの監査の目的は、全体としての財務諸表に、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む法定監査人の監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

私たちは、2016年7月23日法及びCSSFがルクセンブルグ向けに採択したISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示リスクを発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、及び内部統制の無効化が伴うためである。
- ・ 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、ファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・ 取締役会が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価し、関連する開示の妥当性を検討する。
- ・ 取締役会が継続企業を前提とした会計処理を適用することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、法定監査人の監査報告書において財務諸表の開示に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の開示が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。私たちの結論は、法定監査人の監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 開示を含めた全体としての財務諸表の表示、構成及び内容を検討し、財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

私たちは、特に、計画した監査の範囲とその実施時期、及び監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対して報告を行っている。

公認の監査法人デロイト・オーディットを代表して

(署名)

クリスチャン・ヴァン・ダーテル、法定監査人、
パートナー

2018年5月25日

To the Unitholders of BlackRock Global Investment Series

REPORT OF THE *RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ*

Report on the Audit of the Financial Statements

Opinion

We have audited the financial statements of BlackRock Global Investment Series (the "Fund") and each of its sub-funds, which comprise the Statement of Net Assets and the Portfolio of Investments as at 31 January 2018 and the Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of BlackRock Global Investment Series as at 31 January 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the "Responsibilities of *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of *Réviseur d'Entreprises Agréé* thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we concluded that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regards.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company of the Fund and Those Charged with Governance for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company of the Fund is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company of the Fund either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of *Réviseur d'Entreprises Agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company of the Fund.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Management Company of the Fund's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *Réviseur d'Entreprises Agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de Révision Agréé*


Christian van Dartel, *Réviseur d'Entreprises Agréé*
Partner

25 May 2018

V. お知らせ

●投資対象ファンドの投資方針の変更について

投資対象ファンドの投資方針が変更されました（2017年7月31日および2017年12月8日に効力発生）。変更後の投資対象ファンドの投資方針については、前記「ポートフォリオの運用方法」をご参照ください。